

奈良県道路整備基本計画（案）の概要（1）

骨格幹線道路ネットワークの形成

骨格幹線道路ネットワークとその考え方

- 対象路線の考え方
広域的な交通を担うべき路線を抽出、既存ストックの最大限活用ネットワークの提示(概ね10年後の姿)

目的横断的に必要性が高い項目として、独立して項目立て

実現のための事業展開

- 路線の線的整備の推進 各路線の未改良区間の整備
- 結節点等の点的整備の推進 路線相互の接続強化
- 課題箇所の面的検討 ネットワークの脆弱エリア、通過交通抑制エリアの面的検討

目的志向の道路整備の推進

企業立地を支援する道路整備の推進

- 産業集積地への末端アクセス道路の確保
・地域のまちづくりと連携した末端アクセス道路の整備
- 通勤や業務移動の円滑化
・効率的、効果的な渋滞対策の推進
・送迎バス等の通勤環境の向上

生活利便の向上に資する道路整備の推進

- 公共交通利便の増進
一 路線バスの利便性の向上
・バス停へのアクセス環境の改善、バス待ち環境の改善
・渋滞対策の推進、バスレーンの導入検討
一 乗継ぎ、乗換え利便の向上
・バスターミナルや駅前広場の整備
・自転車走行空間や駐輪場スペースの整備
一 地域交通の維持・確保施策との連携
・路線バスの維持・確保施策との連携
- 購買・飲食等消費利便の増進
一 駅周辺の回遊まちづくり
・歩行者回遊環境の整備
・駐車場の戦略的配置等
一 沿道店舗へのアクセス性の改善
・駐車場や出入口の集約配置
・主交通と分離した駐車場アクセス等の検討

健康まちづくりに資する道路整備の推進

- 一 病院等の整備と一体となったアクセス道路の確保
・大規模な病院等へのアクセス道路の整備
・地域のまちづくりの一環としての総合的な整備
- 一 生活空間における歩行者・自転車利用環境の向上
・既存道路における歩行者や自転車を優先した道路空間の再構築

骨格幹線以外について、目的志向を明確化し、取組の方向性を記載

観光振興に資する道路整備の推進

- 観光地へのアクセス強化
一 観光地への末端アクセス道路の確保
・市町村の観光まちづくりと連携した末端アクセス道路の整備
一 公共交通アクセスの強化
・バスターミナル整備
・バスレーン導入検討
・ぐるっとバス、P&BRの実施等
- 観光地間の周遊促進
一 自動車周遊の促進
・道の駅の活用
・民間団体と連携した取組
・観光案内サインの充実等
一 自転車周遊の促進
・走行空間、拠点施設整備
・古都りん、サイクリングマップ作成等
- 観光地内の回遊促進
・歩行者、自転車の通行環境の整備
・外国人を含めたわかりやすい観光地案内の推進

安全・安心を支える道路整備の推進

- 災害に強い道路の整備
一 紀伊半島アンカールートの早期整備
・事業中箇所、未事業箇所の早期整備
・国への働きかけ(権限代行、直轄編入)
一 道路防災対策の推進
・災害発生時の早期発見、情報提供等
・予防対策、減災対策、防災対策等
- 老朽化に対応した適切な維持管理の実施
一 構造物総点検と対策の実施
・膨大な道路ストックの効率的、効果的な維持管理
・予防保全型維持管理の推進
一 市町村への支援
・「垂直補完」の推進・強化
- 暮らしを支える交通安全対策
一 通学路の安全確保
・緊急合同点検による対策推進
一 効率的・効果的な交通安全対策
・交通安全対策プランの対策推進
・高齢者事故対策等

整備にあたっての条件・配慮事項

道路整備を実施する場合の、配慮すべき事項や条件とすべき事項を記載

風格ある景観形成と環境への配慮

- 観光地等における総合的な景観形成
・沿道まちづくりとの連携
・景観条例や景観計画等の枠組みの活用
・無電柱化の推進
- 設計水準の底上げ
・良好な景観形成に資する運用指針等の充実
- 環境への配慮
・適切な環境保全のための措置

道路ストックの有効活用と効率的な整備

- 既存道路の効果的活用
・道路利用の最大化を図るソフト施策の重視
・道の駅の活用等
・高速道路料金に関する取組
- 道路ストック等による効率的な整備の推進
・効率的なネットワーク整備
・既設道路における道路空間の再構築
・客観的データの重視
- 最適なストック管理の推進
・補修時期、管理水準、リスク管理の最適化

使い易さの追求

- 分かりやすい標識案内の整備
・県民、内外来訪者など様々な対象者への対応
- 適時かつ的確な道路情報の提供
・通行規制情報発信
・道の駅における情報発信
- バリアフリー化、ユニバーサルデザインの推進
・駅等の公用施設周辺のバリアフリー化の推進
・高齢者、乳幼児連れ等の移動の円滑化

評価の重視と「選択と集中」

事業評価、効率的投資について記載

段階に応じた評価の実施

■ 計画段階における都市計画の見直し

ー 都市計画の見直し

- ・社会経済情勢の変化に応じた都市計画道路の見直しを推進
- ・市町村と連携しつつ、都市計画見直しガイドラインに基づき、見直し検討を推進
- ・都市計画道路の必要性や配置、規模等の検証を行い、必要に応じて都市計画を見直す

■ 事業段階における事業評価の充実

ー 新規事業採択時評価の充実

- ・全ての新設・改築事業について実施
- ・着手後の円滑な事業進捗を確保するため、事業環境の熟度に関する評価を充実

ー 事業再評価の充実

- ・従来 of 事業再評価対象外の箇所についても、必要性及び事業見通しに重点をおいた再評価を実施

ー 事後評価の対象の拡大

- ・大規模事業や分野別プラン類について、取組の効果検証

「選択と集中」による予算マネジメント

■ 重要事業・重要施策への重点的投資

ー 重要事業への重点的投資

- ・骨格幹線道路ネットワークを形成する事業、主要プロジェクト関連事業等への重点的投資

ー 重要施策への重点的投資

- ・渋滞対策や通学路の安全対策、既存ストックの老朽化対策等の重要施策への重点的投資

■ 一般箇所における進捗管理型投資

ー 事業再評価を踏まえた投資

- ・停滞要因のない箇所に予算の傾斜的配分
- ・事業再評価と連動した予算配分

ー 事業の進捗見通しの確保

- ・都市計画制度のより一層の活用
- ・事業評価の充実を図るとともに、事業推進体制を強化

連携・協働と説明責任

関係機関や県民との関係について記載

市町村等の関係機関との連携・協働

■ まちづくりとしての総合性の重視

- ・地域として目指す将来像を総合的に実現する観点を重視
- ・プロジェクト型の事業の推進

■ 多様な主体との連携の重視

ー 他 of 道路管理者等との連携・協働

- ・各道路管理者間の連携・協働を重視（国道、市町村道、農道、林道等との連携）
- ・垂直補完による市町村支援の強化

ー 交通管理者との連携・協働

- ・既存ストック活用の観点から道路整備と交通規制との一体的取組を推進

ー 関係行政分野や事業者との連携

- ・公園、河川など公共施設管理者やまちづくり担当部局、民間事業者等との連携

ー 住民等との協働

- ・通学路対策におけるPTA等との協働
- ・植栽計画策定等における住民意見反映
- ・みんなで守るロード事業等のボランティアや地域住民の参画による美化活動

説明責任の重視

■ 積極的な県民コミュニケーション

- ・施策の内容や必要性等を積極的に分かりやすく説明
- ・県民や道路利用者の意見を活かした道路サービスの提供

■ 施策の「見える化」と県民意見の反映

- ・客観的データの活用や県民の声の反映
- ・分野別プランの策定・見直しにおける施策の「見える化」

■ 完了宣言の推進

- ・今後、完了見通しが得られた箇所は、目標とする供用年を宣言

契約・許認可の適正確保と品質向上

契約発注、許認可等の手続きについて記載

■ 契約手続きの適正確保

- ・適正な施工及び品質の確保のための取り組み
- ・透明性・競争性・公平性の確保のための取り組み
- ・維持管理業務の発注単位の工夫による効率性の向上

■ 許認可における適正確保

- ・道路法第24条承認など許認可の適正化の確保
- ・取扱要領等の拡充